

第20回
会津美里町農業委員会定例総会

令和7年7月18日 金曜日 午後2時00分

会津美里町役場本庁舎2階 203・204会議室

会津美里町農業委員会

第20回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和7年7月18日 金曜日 午後2時00分～午後2時50分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 203・204会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 野中 充	
	2番 佐々木 弘則	
	3番 眞鍋 伸太郎	
	4番 眞部 剛	
	5番 星 忠彦	
	6番 松本 晋平	
	7番 木野 光洋	
		8番 福田 真実
		9番 大井 豊記
	10番 柴崎 陽	
	11番 村松 祐一	
	12番 間舩 一男	
	推進委員 渡邊 武雄	
	推進委員 佐藤 和人	
	推進委員 元木 博人	
	推進委員 長峯 巖	
	推進委員 上野 貞二	
	推進委員 梅宮 孝	
		推進委員 佐藤 健一
	推進委員 山内 祐太郎	
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 齋藤 武美	
	農業委員 10名出席／12名	
	推進委員 9名出席／10名	
4. 議事録署名人	2番 佐々木 弘則	3番 眞鍋 伸太郎

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	鶴川 晃
事務局次長	佐瀬 博巳
係長	新國 一弥
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局 長 会議の前に、ご報告いたします。本日、8番 福田真実 委員、9番 大井豊記 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定により、この総会が成立することを報告いたします。なお、推進委員の佐藤健一委員が都合により欠席であります。それでは、ただいまから、第20回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(間船会長 挨拶)

事務局 長 それでは、会議規則第5条により議長を会長にお願いします。

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
2番 佐々木弘則 委員、3番 眞鍋伸太郎 委員の両名を指名いたします。
次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。
次に会務の報告を求めます。事務局、報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただいまの会務報告について質疑を求めます。

— 質疑なし —

議 長 なければ会務報告を終わります。

り、佐々木弘則委員と私、事務局の佐瀬次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は、自動車展示場用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は十分に転圧締めを行った上で砂利敷きとするため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然地下浸透で処理するため影響はありません。その他、周辺農地への影響ですが、申請地は周囲を町道で囲まれているほか、西側の土地についても譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇となっているため、農地の分断等も発生せず、周辺農地への影響はありません。なお、申請地の中央付近を南北に法定外道路と水路が通っておりますが、農地転用許可後に払い下げを受けることで町と協議済みとのことでした。そのうち東側の水路については現在も水が流れているため、影響がないよう十分注意するとのこと確認しております。以上、ご報告いたします。

議 長 報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
議案第 69 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 69 号は原案のとおり 許可相当 の意見を付すことに決定いたしました。

【農用地利用集積等促進計画案への意見について（所有権）】

議 長 次に、議案第 70 号 農用地利用集積等促進計画案への意見についてを審議いたします。まず所有権移転についてであります。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 1 番、移転する者は〇〇〇 〇〇〇〇さん、移転を受ける者は〇〇〇 〇〇〇〇さんです。移転農地は〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇 m²です。

価格については、10a 当たり 500,000 円で決まりました。なお、あっせん会

○さんは○地区で約 7ha の農地について水稻と果樹の複合経営をしております。お二人とも認定農業者として地域計画に位置付けられており、譲渡先に適任であるので、選定調書によって選定しております。

価格につきましては、受け手、出し手から意向を確認し、あっせん委員として、耕地の位置、形状、今までの売買実績を考慮し、あっせんの結果、田については 10a 当たり 400,000 円、畑については 10a 当たり 162,338 円で合意に至りました。以上よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。
議案第 70 号 所有権移転 について、質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なし と認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 70 号の所有権移転は、原案のとおり決定いたしました。

【農用地利用集積等促進計画案への意見について（利用権）】

議 長 続きまして利用権設定であります。本案件は、農地中間管理機構を通した農地の貸借でありますので、内容の説明は省略して、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それではまず、一括方式の受付番号 78 番から 108 番、110 番から 132 番、再転貸の受付番号 6 番を議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 71 号は原案のとおり決定いたしました。
これをもって議案の審議を終了いたします。

【農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】

議 長 これより、報告事項に入ります。報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 52 号から第 55 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 52 号は 9 件の届出がありました。詳細については、相続案件なので省略いたします。

【農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出】

事務局次長 報告第 53 号については、届出 1 件です
受付番号 2 番、譲渡人は〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇さん 〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん 会社員。申請農地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇 畑 〇〇〇㎡。権利を移転しようとする理由は一般住宅用地です。建築物の名称及び面積は、一般住宅用地〇〇〇㎡です。市街化区域の届出であります。

【合意解約について】

事務局次長 報告第 54 号、合意解約については 21 件提出されております。それぞれの理由により、両者合意の上、解約がなされたものでありますので、詳細はお読み取

りいただきたいと思いをします。

【現況確認証明書の交付について】

事務局次長 報告第 55 号、現況確認証明書の交付については 2 件の申請がありました。
受付番号 2 番、申請人は、〇〇〇〇 〇〇〇〇さん。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇㎡であります。現地調査については、6 月 17 日
に佐々木宏光委員、事務局 2 名で実施いたしました。申請地は、十数年前ま
では申請人が畑として耕作していましたが、イノシイ等の鳥獣被害の悪化に
より非耕作地となり、以降は除草等の管理も行うことができないままとなっ
ており、現況・原野であると判断いたしました。
受付番号 3 番、申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇㎡であります。現地調査については、6 月 26 日
に野中委員と事務局 2 名で実施いたしました。申請地は、前所有者でありま
した申請人の叔父が耕作しておりましたが、高齢により 15 年以上前から耕作
されなくなり、以降は雑木が繁茂している状態となっており現況・原野であ
ると判断いたしました。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは、報告事項について質疑を求めます。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。以上で報告事項を終了いたします。

事務局長 議長ご苦労様でした。それでは、閉会の言葉を職務代理者お願いします。

職務代理者 本日は、お忙しいところ参集され、また慎重審議をしていただきまして誠にありがとうございました
以上をもちまして、第20回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 午後2時50分 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和7年7月18日

議長

(間舩 一男)

議事録署名人

(2番 佐々木弘則)

議事録署名人

(3番 眞鍋伸太郎)